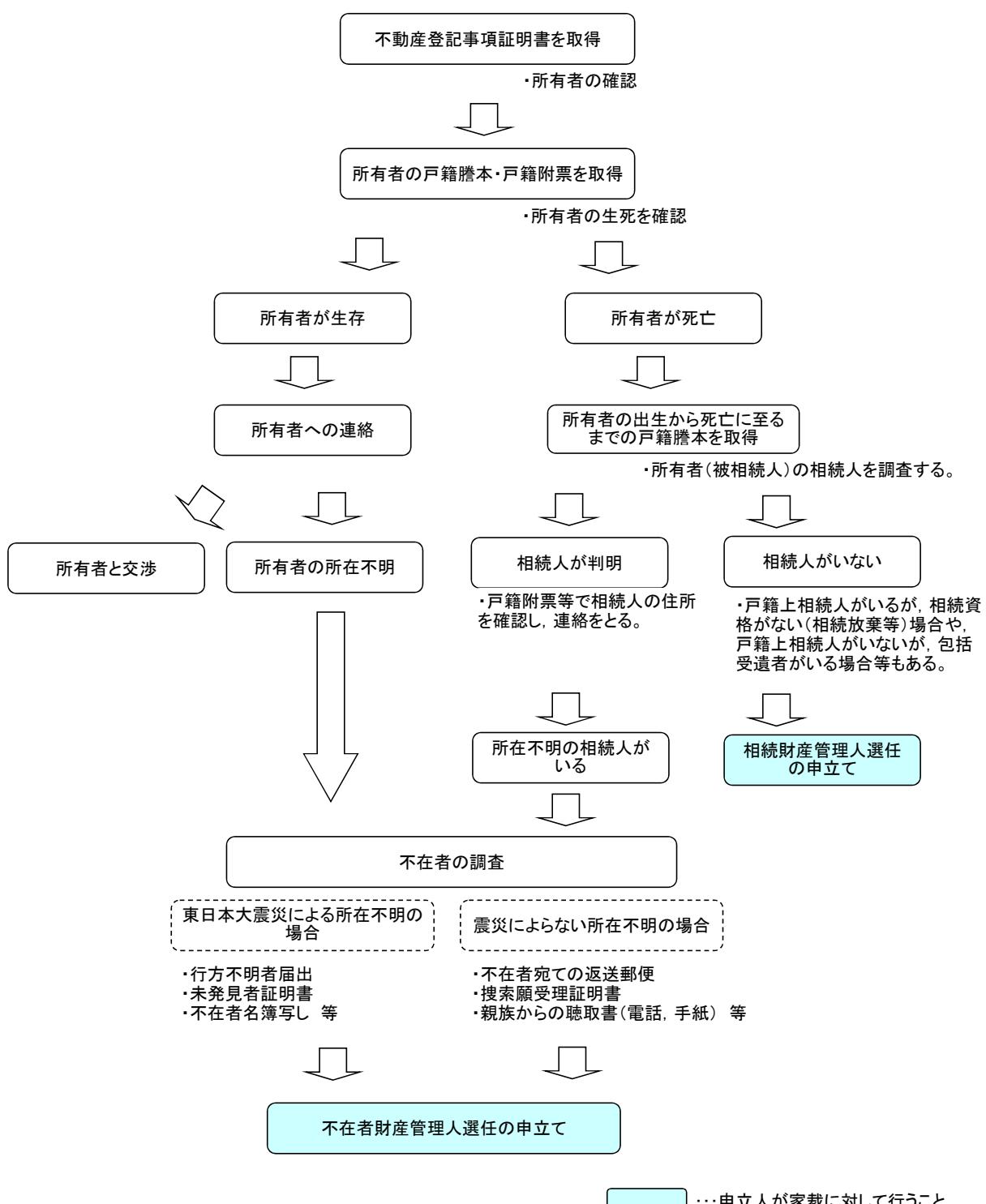


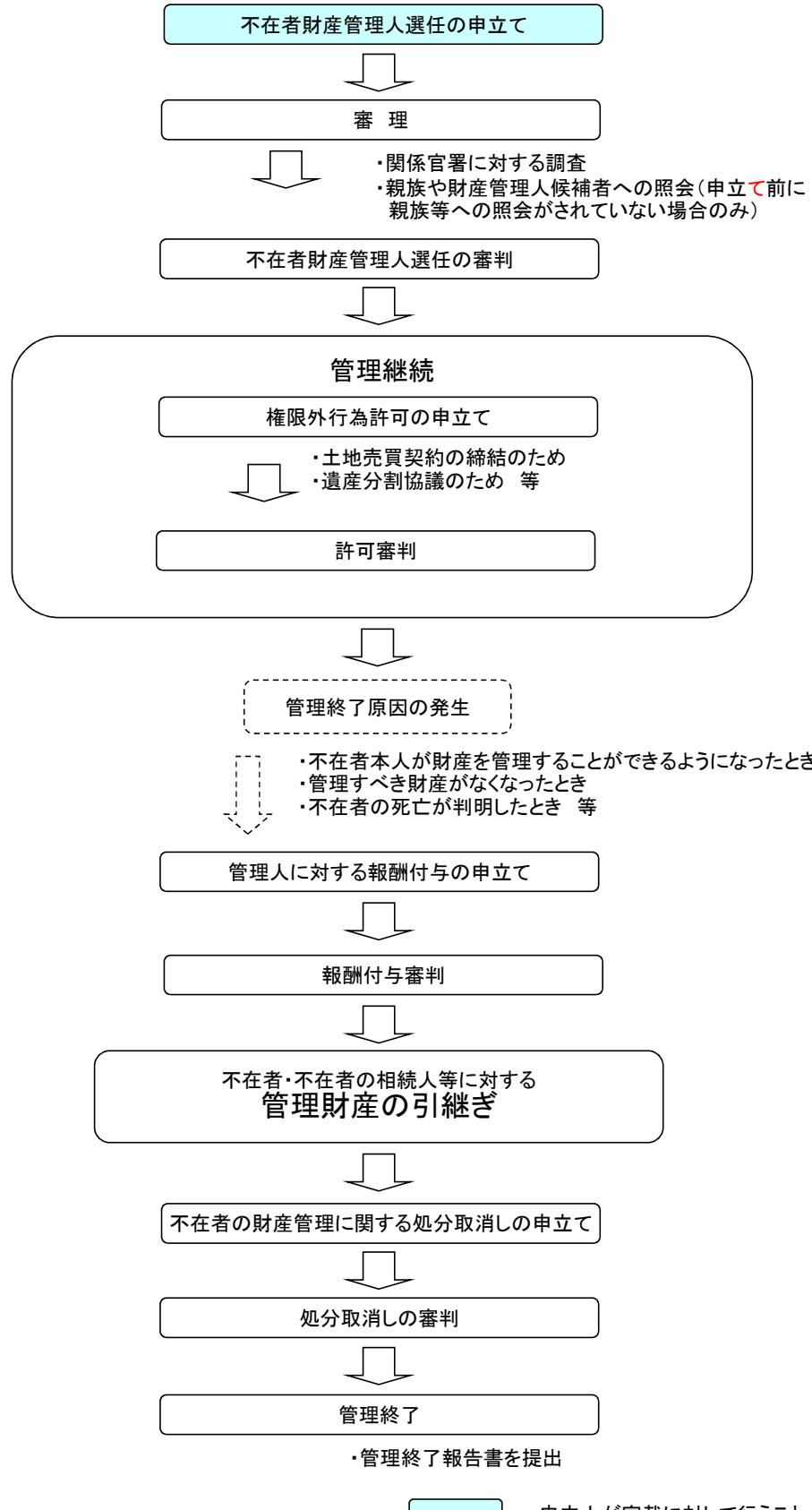
平成25年9月福島家庭裁判所
令和4年4月改訂

震災復興事業における 財産管理制度の利用に 関するQ&A

申立て前の準備の流れ

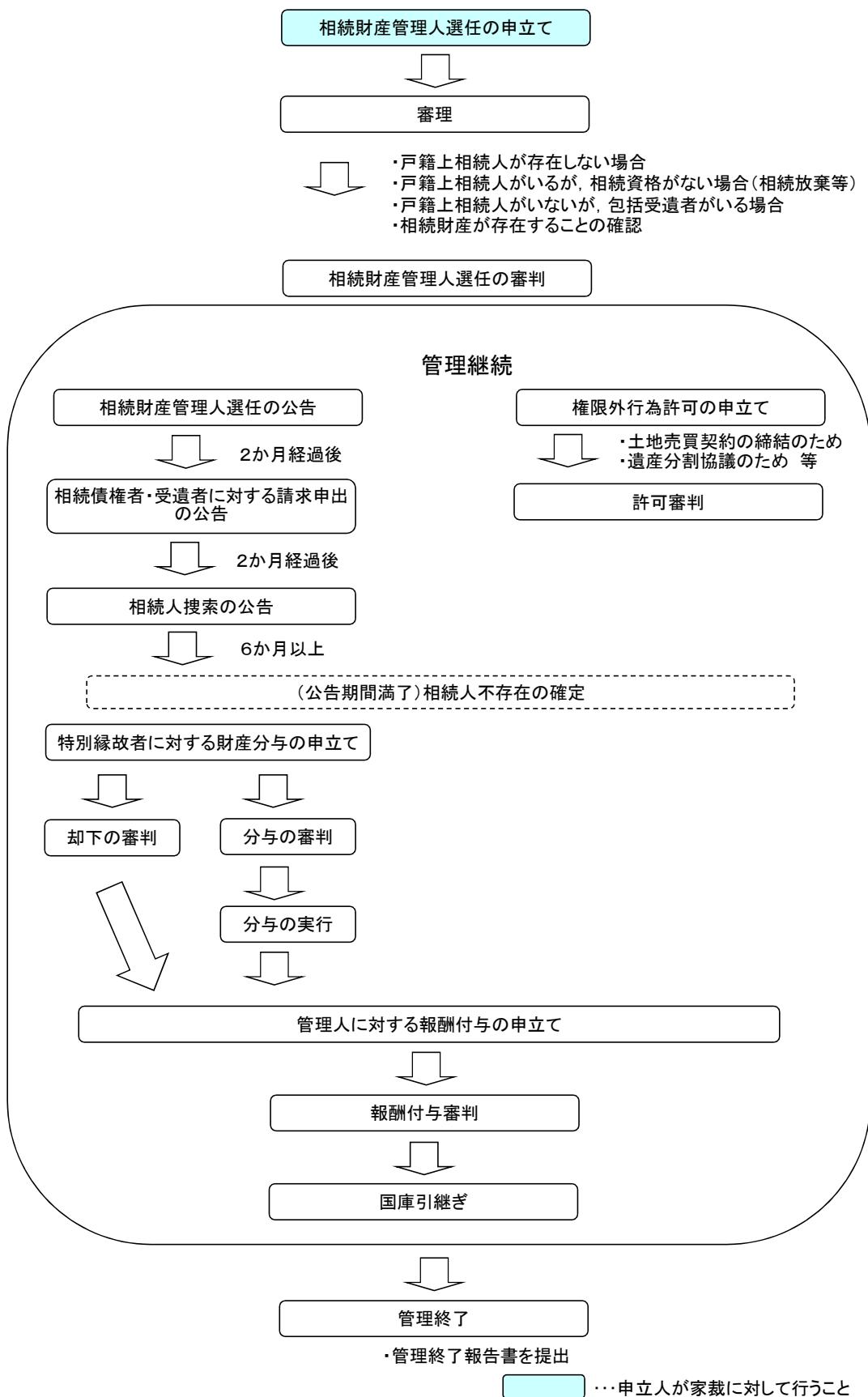


不在者財産管理事件の手続の流れ



…申立て人が家裁に対して行うこと

相続財産管理事件の手続の流れ



自治体向けQ & A

【不在者財産管理制度について】

問 1

不在者財産管理制度はどのような制度ですか。

不在者財産管理制度は、従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者（不在者）に財産管理人がいない場合に、家庭裁判所が、申立てにより、不在者自身や不在者の財産について利害関係を有する第三者の利益を保護するため、財産管理人選任等を行う制度です。選任された不在者財産管理人は、不在者の財産を管理、保存するほか、家庭裁判所の権限外行為許可を得た上で、不在者に代わって、遺産分割、不動産の売却等を行うことができます。

問 2

不在者財産管理人の選任は誰が申し立てることができますか。

利害関係人等です。公共事業のための用地取得を目的として不在者財産管理人の選任を申し立てる場合、当該事業主体である自治体は利害関係人に該当すると解されています。

問 3

東日本大震災の復興事業における用地取得の際、不在者財産管理制度が活用できると聞きましたが、具体的にどのような場面で活用できるのですか。

例えば、以下のような事例で活用することが考えられます。

① 甲県において防潮堤拡張工事のため用地の取得が必要になり、対象土地の登記事項証明書を調べたところ、Aさんが所有者として登記されていました。登記上、Aさんの住所は乙市とされていますが、同市一帯は東日本大震災の際に津波被害を受けており、乙市が保管していた行方不明者名簿を調査すると、Aさんが記載されていることが分かりました。警察に問い合わせたところ、Aさんの行方は未だ分かっておらず、未発見者証明書の発行が可能とわかりました。

そこで、甲県は、不在者財産管理人の選任を家庭裁判所に申し立て、Aさんが不在であることを示す資料として行方不明者名簿の写しと未発見者証明書を添付資料として

提出し、不在者財産管理人を選任してもらいました。

② 丙町では、防災移転事業に必要な高台の土地を取得するため、対象土地の登記事項証明書を調べたところ、Bさんが所有者として登記されていました。Bさんの所有権の取得原因欄には、「昭和23年〇月〇日売買」と記載されています。丙町の担当者は、Bさんについて既に相続が開始しているかもしれませんと想え、Bさんの戸籍謄本を調べてみると、Bさんは昭和45年に亡くなつたことが分かり、更に戸籍をたどると、Bさんには子3人(C, D, E)があり、そのうちCさんは平成18年に、Dさんは平成22年に、それぞれ亡くなつていることも分かりました。Cさんには子が2人、Dさんには妻と子が3人います。

これらの方々について戸籍附票の写しから現住所を調べ、手紙を送ったところ、Dさんの子Fさんについては、「宛所尋ね当たらず」として戻ってきてしまいました。Dさんの他の2人のお子さんとは連絡が取れたのですが、Fさんとは20年以上音信不通で、どこに住んでいるか分からぬとのことです。

Fさんは、昭和45年にBさんから対象土地の3分の1の持分を相続したDさんから、平成22年にさらにその6分の1を相続したため、対象土地について18分の1の持分を有しています。他の相続人は、遺産分割により対象土地をEさんに取得させて、Eさんが丙町にその土地(評価額100万円)を売った代金から持分に応じた金銭を受け取ることに合意していますが、Fさんについては所在不明のため、同意を取り付けることができません。

そこで、丙町は、家庭裁判所に不在者財産管理人の選任を申し立て、Fさんが不在であることを示す資料として宛所尋ね当たらずで返送された手紙と、Dさんのお子さんから聴き取ったメモを提出して、不在者財産管理人を選任してもらいました。

問 4

不在者財産管理人の選任はどこに申し立てればよいのですか。

不在者の従来の住所地又は居所地を管轄する家庭裁判所です。不在者の財産所在地を管轄する家庭裁判所でも申立てを受け付ける場合がありますので、当該家庭裁判所に御相談ください。

問 5

申立ての際にはどのような書類や資料が必要ですか。

申立書のほか、一般的には以下の書類・資料が必要になります。

- ① 不在者の戸籍謄本・戸籍附票の写し
- ② 財産管理人候補者の住民票の写し又は戸籍附票の写し(財産管理人候補者がいない

場合は、家庭裁判所に御相談ください。)

③ 不在の事実を証する資料

例えば、不在者宛て返送郵便物、捜索願受理証明書、不在者の親族による陳述書（聴取書）などが考えられます。

④ 不在者の財産に関する資料

例えば、不在者が所有する不動産の登記事項証明書や土地評価調書の写し、預貯金等の残高がわかる書類などです。詳細な財産の調査は不在者財産管理人が行いますので、入手できる範囲の資料を提出いただければ十分です。

⑤ 申立人の利害関係を証する資料

例えば、申立人が親族の場合には、親族関係にあることがわかる戸籍謄本などが考えられます。

なお、不在が東日本大震災を原因とする場合には、③に代えて、行方不明者届出書、未発見者証明書などが考えられます。また、自治体が震災復興事業のための用地取得のために申立てをする場合には、⑤に代えて、申立書に用地取得が必要な事情等を記載することで足ります。

問 6

申立人（自治体）は、申立てまでにどのような準備をする必要がありますか。

不在となった原因が東日本大震災による場合には、それを裏付ける資料の準備が必要です。それ以外の場合には、不在者の親族（配偶者、子、兄弟、親等）から不在者の所在に関する事情を聞き取る必要がありますが、必ずしも現地に赴いて直接事情を聴取することまでは要せず、電話や手紙による方法で差し支えありません。事情を聴取した結果は書面で提出してください。また、弁護士・司法書士等の不在者財産管理人候補者を推薦していただけると、後の審理を円滑に進めることができます。

問 7

弁護士・司法書士等の候補者を探すにはどうすればよいですか。裁判所で紹介してもらえますか。

地域の弁護士会や司法書士会に御相談ください。連絡先は次のとおりです。

- 福島県弁護士会（電話：024-534-2334）**
- 福島県司法書士会（電話：024-534-7502）**

問 8

申立てのための費用はどれくらいかかりますか。

申立手数料として収入印紙800円分と、郵券955円分(内訳84円×10枚, 10円×10枚, 5円×1枚, 1円×10枚)が必要です。このほか、不在者の財産がほとんどなく、不在者財産管理人の報酬を含む管理費用の財源が見込めない場合には、一定の予納金をお願いすることができます。予納金額は事案によることになりますので、詳しくは家庭裁判所に御相談ください。

問 9

不在者財産管理人になるには、どのような資格が必要ですか。自治体自身や自治体職員が管理人になることはできますか。

資格は必要ありませんが、財産管理人は、不在者の財産を管理するために選ばれるものですので、職務を適切に行えることが必要です。通常、不在者との関係や利害関係の有無などを考慮して、適格性が判断されます。福島家裁では、復興事業における用地取得を目的とする不在者財産管理人事件については、財産の調査や相続関係の処理に専門的知見を要することや、対象土地の売却について中立性が要求されることなどから、原則として弁護士又は司法書士を選任することとしています。

自治体や自治体の職員を管理人に選任することについては、売却の公正性について所在の判明した所有者や一般国民から疑念を抱かれないようにする必要があることから、消極に考えています。

問 10

「不在」であることに関して、家庭裁判所はどのような審理をしますか。

家庭裁判所は、申立書や所在不明となった事実を裏付ける資料を確認した上で、必要に応じて申立人から事情を聴取し、さらに、関係官署に照会したり、不在者の親族に照会したりします(申立人(自治体)において、すでに親族への照会を行っている場合には親族照会をしないことがあります。)。

問 1 1

不在者財産管理人の選任を申し立ててから不在者財産管理人が選任されるまでには、どれくらいの時間がかかりますか。

必要な資料が揃っており、承諾を得ている専門職の不在者財産管理人候補者が推薦されている場合では、2週間程度と見込まれます。

問 1 2

不在者財産管理人は、どのような職務を行うのですか。

主な職務は、不在者のために、財産を管理し、財産目録を作り、家庭裁判所に報告することです。就任後、概ね1か月以内に、不在者の財産を調査して、財産目録や管理報告書を作成し、家庭裁判所に提出していただきます。その後も、家庭裁判所から定期的に不在者の財産状況の報告を求められます。

なお、不在者財産管理人が本人の財産を不正に費消した場合などには、財産管理人を解任されるほか、損害賠償請求を受けるなど民事上の責任を問われたり、業務上横領などの罪で刑事责任を問われたりすることもあります。

問 1 3

不在者財産管理人が選任された後、自治体が用地を買収するためにはどのような手続が必要ですか。

「権限外行為許可」という手続が必要となります。不在者財産管理人は、民法103条に定められた権限を持っていますが、それは主に財産を保存することです。遺産分割協議をしたり、不在者の財産を処分したりする行為は、不在者財産管理人の権限を超えていますので、このような行為が必要な場合は、別に家庭裁判所の許可が必要となります。

問 1 4

権限外行為許可の申立ての際にどのような書類や資料が必要ですか。費用はどれくらいかかりますか。

自治体が復興事業における用地取得のために不在者財産管理人との間で売買契約を締結する場合には、売買契約書案や売買代金が適正であることがわかる資料(土地評価調査の写し等)が必要です。また、買収の対象となる土地の所有者が死亡しており、不在者を含む相続人間で遺産分割協議を行う場合には、売買代金に関する資料を含む売買契約書案に加えて、遺産分割協議書案が必要です。

この申立てをするための費用としては、申立手数料として収入印紙800円分と、郵券84円分(事案により94円分の提出を求めることがあります。)が必要です。

問 1 5

権限外行為許可の申立てをしてから審判がされるまでどれくらいの時間がかかりますか。

必要な書類・資料が揃っていれば、1週間程度と見込まれます。

問 1 6

不在者財産管理人の職務は、いつまで続くことになるのですか。

不在者が現れたとき、不在者について失踪宣告がされたとき、不在者が死亡したことが確認されたとき、不在者の財産がなくなったとき等まで、財産管理人の職務は続くことになります。申立てのきっかけとなった事業用地の買収を果たしたら終わりというものではありません。

不在者が現れたときには不在者であった者に、不在者について失踪宣告がされたり不在者の死亡が明らかになったときは不在者の相続人に、それぞれ財産を引き継ぐことになります。

問 1 7

不在者財産管理人には報酬が支払われるのですか。

不在者財産管理人から請求があった場合、家庭裁判所の判断により、不在者の財産から支払われることになります。報酬の額は管理する財産の規模、行った職務の内容、管理の期間などによって異なります。

問 1 8

用地買収の対象となる土地と隣地との境界を確認するために、不在者財産管理人に立ち会ってもらうことができますか。その際、家庭裁判所の許可が必要ですか。

土地の境界(筆界)は公に定められるものであり、私人間の合意によって確定することはできないとされていますので、土地の境界の確認は、隣地との境界に争いがないことを事实上認めるだけで、土地の境界を確定する効力を持たないことはもちろん、所有権の範囲を確認する効力も有しないものと考えられます。不在者財産管理人に土地の境界の確認に立ち会ってもらっても、後に不在者の所在が判明し、不在者が土地の境界や所有権の範囲を争えば、管理人による確認は法的には何ら意味を持ちません。したがって、土地の境界の確認は保存行為にすぎず、家庭裁判所の許可は不要と考えることができます。

他方で、管理人が土地の境界確認に立ち会うことにより、後に不在者が所有権の範囲を争うことが事实上困難となるという事態も想定できますので、所有権の範囲を認める処分行為であるとして、家庭裁判所の許可が必要と考えることもできます。

いずれにせよ、最終的には裁判官の判断に委ねられますので、実際に境界の確認が必要になった段階で、管理人を選任した家庭裁判所に対し、許可の要否について相談してください。

問 1 9

復興事業のために必要な用地の所有者の中に、複数の不在者がいます。これら複数の不在者のために、同一の不在者財産管理人を選任してもらうことができますか。

法律上は禁止されていませんが、複数の不在者の間に利益が相反する関係があるときは、同一の管理人を選任すると、それぞれの不在者の利益を公平に守ることができないおそれがありますので、不在者ごとに別々の管理人を選任することになります。利益が相反する場合の具体例としては、複数の不在者が共同相続人の関係にある場合、複数の不在者が境界(筆界)を接する隣地の所有者である場合等が挙げられます。また、複数の不在者の財産を長期にわたって管理しなければならない管理人の負担にも配慮する必要があります。したがって、最終的には裁判官の判断になりますが、複数の不在者の間に利益が相反する関係がなく、かつ、同一の管理人でも管理が可能と判断される場合には、複数の不在者について同一の管理人を選任することができます。

問 2 0

復興事業の計画土地の中に、土地の地番がわからず、所有者が不明な土地があります。不在者財産管理人を選任してもらうことができますか。

不在者財産管理人は、所有者がわかっているものの、その所有者が所在不明である場合に選任するものですから、そもそも誰が所有者であるかわからない土地については、不在者財産管理人を選任することができません。

問 2 1

不動産登記事項証明書を調べると、明治時代の表題部所有者の登記しかされておらず、しかも、所有者の氏名の記載のみで、住所の記載がないものがありました。不在者財産管理人を選任してもらうことができますか。

まず、土地の所在地と所有者の氏名を手がかりにして所有者の戸籍を特定し、生死を確認する必要があります。生死を特定できない場合には、不在者財産管理人を選任することができます。また、所有者が戸籍上生存していると認められるものの、その所在が分からぬ場合も同様です。他方、所有者が戸籍上生存していると認められ、かつ、所在が判明している場合には、不在者財産管理人を選任することができません。また、所有者の死亡が確認できた場合には、相続人の調査が必要となるため、直ちに不在者財産管理人を選任することはできず、相続人の中に所在不明の方がいるときに初めて、その方について不在者財産管理人を選任することができます。

問 2 2

不動産登記事項証明書を調べると、明治時代の所有権登記で、所有者の戸籍を調べましたが、該当する人が見つかりません。不在者財産管理人を選任してもらえますか。

所有者の生死が不明であるため、不在者財産管理人を選任することができます。

問 2 3

不在者の親族から聞いたところでは、不在者は放浪癖があるらしく、ある日突然いなくなるが、数か月すれば戻ってくるそうです。不在者財産管理人を選任してもらえますか。

不在者といえるか否かは所在不明の期間のみによって定まるものではないため、一概にはいえませんが、連絡先も告げずに数か月にわたって所在不明となり、それが頻繁に繰り返されているような事案では、不在者財産管理人を選任できる場合もあると考えられます。

問 2 4

不在者財産管理人に対し、土地の固定資産税を請求できるのですか。

不在者財産管理人は、不在者の財産の善良な管理者として負うべき義務の一環として、不在者に代わり、不在者の財産の中から租税公課を支払う義務を負います。したがって、自治体は、管理人に対し、土地の固定資産税を請求することができます。

問 2 5

親族が不在者財産管理人の選任申立てをして不在者財産管理人が選任された場合、自治体は選任の事実を知ることができますか。

不在者財産管理人の選任手続は非公開の手続であるため、自治体から家庭裁判所に照会がされても、回答はいたしかねます。通常は、不在者とされる人の所在に関する親族からの事情聴取を通じて、選任の事実を知れるものと思われます。

問 2 6

不在者を含む相続人間で遺産分割協議をしていますが、まとまりません。法定相続分による所有権の移転の登記（表題登記しかない不動産であれば、所有権の保存の登記）を経た上で、自治体が相続分を買収することができますか。

共同相続人が、分割未了の遺産の一部について、法定相続分による持分を処分するこ

とは可能と解されていますので、遺産分割未了のまま、相続分のみを買収することも理論的には可能と考えられます。ただし、相続分を買収しても、他の相続人の相続分も買収しない限り土地全体において事業を行うことはできず、自治体としては、他の相続人と交渉して同意を取り付けるか、買収した相続分に基づいて共有物分割請求をするほかありません。

問 27

不在者財産管理人の選任申立てと、権限外行為許可の申立てを同時に行うことができますか。

権限外行為許可の申立ては不在者財産管理人にのみ認められますので(民法28条)、管理人の選任申立てと同時に権限外行為許可の申立てを行うことはできません。もっとも、選任申立ての時点で権限外行為として予定される行為の内容が固まっている場合には、管理人候補者に対してその情報を十分に伝えておけば、選任後の管理人による権限外行為許可の申立て及びこれに対する家庭裁判所の許可が円滑に進むと思われます。

【相続財産管理制度について】

問 2 8

相続財産管理制度はどのような制度ですか。

相続人の存在、不存在が明らかでないとき(相続人全員が相続放棄をして、結果として相続する者がいなくなった場合も含まれます。)に、家庭裁判所が、申立てにより、相続財産管理人を選任する制度です。

相続財産管理人は、被相続人(亡くなった方)の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして相続財産の清算を行います。

問 2 9

相続財産管理人の選任は誰が申し立てるすることができますか。

利害関係人及び検察官です。公共事業のための用地取得を目的として相続財産管理人の選任を申し立てる場合、当該事業主体である自治体は利害関係人に該当すると解されています。

問 3 0

相続財産管理人の選任はどこに申し立てればよいのですか。

相続が開始した地(被相続人の住所地)を管轄する家庭裁判所です。用地取得の対象となる土地の所在地を管轄する家庭裁判所でも申立てを受け付ける場合がありますので、当該家庭裁判所に御相談ください。

問 3 1

申立ての際にはどのような書類や資料が必要ですか。

申立書のほか、一般的には以下の書類・資料が必要になります。

- ① 相続人身分関係図
- ② 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本
- ③ 被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本
- ④ 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本
- ⑤ 被相続人の住民票除票の写し又は戸籍附票の写し

- ⑥ 財産を証する資料(不動産登記事項証明書(未登記の場合は固定資産評価証明書),預貯金及び有価証券の残高が分かる書類(通帳写し, 残高証明書等)等)
- ⑦ 利害関係を証する資料(戸籍謄本(全部事項証明書), 金銭消費貸借契約書写し等)
- ⑧ 財産管理人候補者の住民票の写し又は戸籍附票の写し(財産管理人候補者がいない場合は, 家庭裁判所に御相談ください。)

〈場合により必要な書類〉

- ⑨ 被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している方がいる場合, その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本
- ⑩ 被相続人の兄弟姉妹で死亡している方がいる場合, その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本
- ⑪ 代襲者としてのおい又はめいで死亡している方がいる場合, そのおい又はめいの死亡の記載がある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本

なお, 自治体が復興事業のための用地取得を目的として申し立てる場合には, ⑥については不動産に関するもののみを求め, ⑦については不要とすることを検討しています。

問 3 2

申立て人(自治体)は, 申立てまでにどのような準備をする必要がありますか。

相続財産管理人の選任を申し立てるための準備としては, 戸籍を精査して相続人がいないことを確認する作業が中心となります。相続人が1人でもいることが判明した場合, 仮にその方が外国に居住していて容易に連絡を取ることができない場合でも, 相続財産管理制度を利用することはできませんので注意してください。また, 弁護士・司法書士等の相続財産管理人候補者を推薦していただけると, 後の審理を円滑に進めることができます(弁護士, 司法書士の候補者に関する問合せ先については問7を参照してください。)。

問 3 3

申立てのための費用はどれくらいかかりますか。

申立て手数料として収入印紙800円分と, 郵券(相続人不在の場合900円分(内訳84円×10枚, 10円×5枚, 1円×10枚)、相続人による遺産の管理が困難な場合等2150円(内訳84円×25枚, 10円×5枚)), 官報公告料4230円が必要です。このほか, 相続財産がほとんどなく, 官報公告料や相続財産管理人の報酬を含む管理費用の財源が見込めない場合には, 一定の予納金をお願いすることがあります。予納金額は事案による

ことになりますので、詳しくは家庭裁判所に御相談ください。

問 3 4

申立てに関して、家庭裁判所はどのような審理をするのですか。

提出された戸籍謄本を点検して相続人が存在しないことを改めて確認した上、不足する戸籍謄本があれば追完を求めます。このような管理開始要件の審査をした上で、適切な相続財産管理人を選任することになります。必要な書類が揃っていれば、2週間程度で管理人が選任されると見込まれます。その際、弁護士、司法書士等の専門職が候補者として推薦されれば、管理人の選任が円滑に進みます。

問 3 5

相続財産管理人に選任されるために、何か資格は必要なのですか。

資格は必要ありませんが、被相続人との関係や利害関係の有無などを考慮して、相続人の捜索、相続財産の管理及び清算といった職務を遂行するのに最も適任と認められる人を選びます。相続財産管理人の職務は単純ではなく、長期にわたることも少くないため、福島家裁では基本的に弁護士、司法書士等の専門職を選任しています。

問 3 6

相続財産管理人が選任された後の手続は、どのようにになりますか。

一般的な手続の流れは次のとおりです。途中で相続財産が無くなった場合は、相続財産管理人選任の審判が取り消され、手続は終了します。

- ① 家庭裁判所は、相続財産管理人選任の審判をしたときは、相続財産管理人が選任されたことを知らせるための公告をします。
- ② ①の公告から2か月が経過してから、財産管理人は、相続財産の債権者・受遺者を確認するための公告をします。
- ③ ②の公告から2か月が経過してから、家庭裁判所は、財産管理人の申立てにより、相続人を捜すため、6か月以上の期間を定めて公告をします。期間満了までに相続人が現れなければ、相続人がいないことが確定します。
- ④ ③の公告の期間満了後、3か月以内に特別縁故者に対する相続財産分与の申立て（問37）がされることがあります。

- ⑤ 必要があれば、隨時、相続財産管理人は、家庭裁判所の許可を得て、被相続人の不動産や株を売却し、金銭に換えることもできます。
- ⑥ 相続財産管理人は、法律に従って債権者や受遺者への支払をしたり、特別縁故者に対する相続財産分与の審判に従って特別縁故者（問37参照）に引き渡すなど、相続財産の清算を行います。
- ⑦ ⑥の支払等をして、相続財産が残った場合は、相続財産を国に引き継いで手続が終了します。

問37

被相続人と長い間同居していたり、療養看護に努めていたなど被相続人と特別の縁故があった人に対して、相続財産が分与されることがあると聞いたのですがどのような手続が必要になるのですか。

「特別縁故者に対する相続財産分与」という審判手続が必要になります。申立てができる期間は、問36の④のとおり、③の公告の期間満了後、3ヶ月以内と決められていますので、官報を確認したり、相続財産管理人等に問い合わせたりしてください。

問38

相続財産管理人の報酬は、どのように支払われるのですか。

相続財産から支払われます。ただし、相続財産が少なくて報酬が支払えないと見込まれる場合、具体的には、相続財産が買収予定の土地の一部のみであり、買収予定金額も相続財産管理人に対する報酬見込額に満たないと予想されるときなどには、申立人から報酬相当額を家庭裁判所に納めてもらい、それを財産管理人の報酬にすることがあります。

問39

土地所有者が東日本大震災で亡くなっていますが、戸籍を調べたところ、相続人がいるのですが、全員相続放棄をしているそうです。この場合、どうなりますか。

相続人全員が相続放棄をした結果、相続人がいなくなった場合にも、相続財産管理人を選任することができます。必要であれば相続財産管理人の選任を申し立ててください。

問 4 0

相続財産管理人の選任申立てに当たり、相続放棄をした人が、相続放棄を撤回したいと言っています。この場合、申立てができますか。

相続放棄を撤回することは認められませんが、詐欺や強迫によって相続放棄をした場合など、理由によっては相続放棄の取消しが認められる場合があります。その場合でも、相続放棄の取消しは家庭裁判所への申述が必要ですので、これが受理されていない限り、相続人がいないものとして相続財産管理人の選任の申立てができます。

※ 権限外行為許可に関する質問(問13、問14、問15)は相続財産管理も不在者財産管理に同じ